



「協力雇用主」を支える経済界のネットワーク



CHANCE RECRUIT

あなたの職場で「生まれ変わる」チャンス

反省は1人でもできますが、更生は1人ではできません。地域の支援が必要です。

QUESTION

協力雇用主とは・・・？

犯罪・非行の前歴のために、定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間事業主の方々です。

WHY?

なぜ刑務所出所者等に就労の支援をするのか？皆さんは違和感を感じるかもしれません。現在の社会は、罪を犯した人を永久に排除するわけではありません。彼らは罪を償い、矯正教育を受けた後は、地域に戻ってくるのです。その時に、仕事に就き、健全な仲間や安定した収入を確保できなければ、彼らは再び犯罪や非行を繰り返してしまうかもしれません。実際、法務省の統計によれば、**無職者の再犯率は有職者の約3倍**もあり、また刑務所再入所者の実に約7割が再犯時に無職なのです。刑務所出所者等の再犯や再非行を防止し、**地域の安全・安心を実現するには、彼らの雇用の受け皿となる協力雇用主の存在が不可欠**なのです。



犯罪・非行の前歴を有する人を雇用し、その立ち直りを支える協力雇用主。健全で安全・安心な地域づくりに欠かせない活動です。経済界の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

NECESSITY

協力雇用主の意義と必要性

保護観察終了者の再犯率

無職者と有職者では再犯率が大きく異なります。



刑務所再入所者に占める無職者の割合

再犯をして刑務所に戻った人の多くが仕事をしていませんでした。



「協力雇用主」を支える経済界のネットワーク

事業者の皆さんが協力雇用主として活動する上で不安を感じることは、①対象者への対応、②従業員の理解、③取引先や顧客の理解などがあげられます。①、②の課題は協力雇用主自ら取り組むしかありませんが、そもそも協力雇用主が取引先や顧客等から排除されると、経営そのものが成り立たなくなります。対象者を自ら雇用しないまでも、自分たちができる範囲で協力雇用主の活動を支援するそんな地域の支えあいが必要です。安全で安心な地域づくりを実現するためにも、協力雇用主活動への皆様のご理解とご協力をお願いします。

(有)野口石油(北九州市)で働く 立ち直った少年の事例

僕は勉強が嫌いで不登校が続き、不良仲間と深夜徘徊や喫煙、ケンカ等の理由により、高校2年生の時に退学になりました。することがなく非行を繰り返していたら、通っていた学校の生徒指導の先生から野口石油を紹介されて、仕方なく入社しました。最初からガソリンスタンドの仕事を続けるつもりはなかったのですが、半年で辞めて高賃金の建設会社で働きましたが、仕事がつく、また野口石油に戻ってきました。

しかし、遅刻や無断欠席を繰り返して会社のお金を手を出し逃げ出しました。やる気なんて微塵もなく、また辞めようと思っていたら、自宅までみんなが「いいからまた来いよ!」と迎えに来てくれました。野口所長からも「頑張らんでいいから帰っておいで」とLINEが届きました。同僚や上司の皆さんは僕を見捨てず、心から僕に向き合い、泣きながら抱きしめてくれました。それから期待を裏切れないという思いになって遅刻が減り、無断欠勤もなくなり、給料も母に渡すようになりました。

洗車キャンペーンではベテラン社員相手に、社員30人の中売り上げが2位になり、今は新人の指導を任されています。ここまで一生懸命僕を支えてくれた野口石油のみんなにすごく感謝しています。目標は、幹部の主任になることです。



協力雇用主を支える制度

※制度によって条件が異なります。詳しくは下記にお尋ねください。

国の制度

トライアル雇用制度

最大12万円

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円をお支払いします。

身元保証制度

最大200万円

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用し、業務上の損害を被った場合に見舞金をお支払いします。 ※1回 最大100万円を上限として

刑務所出所者等就労奨励金制度

実際に雇用してくださった協力雇用主に最長1年間奨励金を支給します。

就労・職場定着奨励金

最大 48 万円

刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月間、月額最大8万円をお支払いします(被雇用者が20歳未満の場合は、最大6万円加算します)。

就労継続奨励金

最大 24 万円

刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回最大12万円をお支払いします。

福岡県の制度

就労身元保証制度

県が実施する就労支援により非行等の問題を抱える少年(20歳未満)を雇用し、業務上の損害を被った場合に見舞金をお支払いします。

最大 100 万円

北九州市の制度

協力雇用主見舞金制度

非行歴等がある少年(20歳未満)を雇用し、業務上の損害を被った場合に見舞金をお支払いします。 ※国・県の身元保証制度、市の見舞金制度の重複受給はできません。

最大 100 万円

協力雇用主住居確保支援制度

定住場所がない保護観察中の非行歴のある少年(20歳未満)を雇用する場合、その少年が入居する住居の初期費用を補助します。

最大 18.4 万円

県と市の共通の制度

入札参加資格審査における加点制度

県・市に業者登録をしており、審査基準日(又は申請日)以前1年間の間に、刑務所出所者等を3ヶ月以上雇用した協力雇用主は、入札参加資格審査において、一定点数を加点します。

国の制度

法務省 福岡保護観察所

〒810-0044 福岡市中央区六本松四丁目2番3号

TEL.092-761-6736

FAX.092-724-2322

福岡県の制度

福岡県青少年育成課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL.092-643-3388

FAX.092-643-3389

北九州市の制度

北九州市こども若者成育課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

TEL.093-582-2392

FAX.093-582-0070